

H28年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

経理部契約調整グループ／研究公正・法務部

変更後	変更前
<p>第3条                      9 本取扱要領において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるもの並びに国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称している。</p> <p>ア 文部科学省関係                      ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)                      ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正。その後の改正を含む。)</p> <p>イ 厚生労働省関係                      ・「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)                      ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)</p> <p>ウ 経済産業省関係                      ・「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日制定、平成27年1月15日最終改正:経済産業省)                      ・「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日制定、平成27年1月15日最終改正:経済産業省)</p>	<p>第3条                      9 本取扱要領において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるものを総称している。</p> <p>ア 文部科学省関係                      ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)                      ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正。その後の改正を含む。)</p> <p>イ 厚生労働省関係                      ・「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)                      ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)</p> <p>ウ 経済産業省関係                      ・「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日制定、平成27年1月15日最終改正:経済産業省)                      ・「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日制定、平成27年1月15日最終改正:経済産業省)</p>

H28年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

経理部契約調整グループ／研究公正・法務部

変更後	変更前
<p>第10条 補助事業を実施する事業者は、補助事業において、研究開発の責任者として「事業代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び事業代表者と研究項目を分担する者として「事業分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者（以下両者を併せて「事業代表者及び分担者」という。）が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が事業代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請時までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p>	<p>第10条 補助事業を実施する事業者は、補助事業計画書において、研究開発の責任者として「事業代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び事業代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「事業分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者（以下両者を併せて「事業代表者及び分担者」という。）が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が補助事業計画書における事業代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請時までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p>
<p>第23条 機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合には、補助事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、補助事業を実施する事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、補助事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。補助事業を実施する事業者は、補助事業において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。</p>	<p>第23条 機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合には、補助事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、補助事業を実施する事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、補助事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。補助事業を実施する事業者は、補助事業において不正行為等についての国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。</p>